

後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

【問い合わせ】▽保険料の計算について…茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎309-1213)▽保険料の納付について…保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1134・1135)

後期高齢者医療保険料率に変更はありません

後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算し、2年ごとに見直しています。

後期高齢者医療の被保険者数の増加に伴い、医療給付費総額は年々上昇しており、今後も上昇が見込まれるところです。しかし、令和4・5年度の保険料率は、後期高齢者医療給付費準備基金を活用することにより保険料率の上昇を抑制したため、**令和2・3年度から据え置き(変更なし)**となりました。※所得の増減等により保険料額が増減する場合があります。

なお、令和4年度の後期高齢者医療保険料額決定通知は、7月中旬ごろに郵送します。

令和2・3年度の保険料率

変更なし(据え置き)

令和4・5年度の保険料率

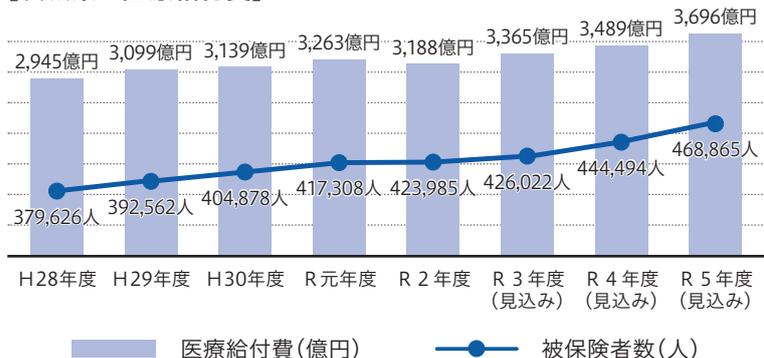
保険料	均等割額	4万6,000円
	所得割率	8.50%

後期高齢者医療制度の安定的な維持・運営のために…

後期高齢者医療の被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しています(下グラフ参照)。後期高齢者医療制度を持続可能なものとしていくためには、一人ひとりの心掛けが大切です。これからも皆さんが安心して医療を受け続けられるよう、医療費の増加を抑えるために、適正受診やジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用など、まずはできることから始めてみませんか。※茨城県後期高齢者医療広域連合では、医療費の自己負担軽減と健全な財政運営を目指して「ジェネリック医薬品利用差額通知書」を年1回送付し

ています。この通知は、現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合に、薬代がどれくらい軽減できるのかをお知らせするものです。この機会にぜひ、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。

【茨城県の医療給付費】



皆さんのご理解と
ご協力をお願いします！



個人の保険料額の決め方は…

個人の保険料額は下記の式より決定します。年度の途中で被保険者となった方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

1年間の保険料額 (100円未満切り捨て) 賦課限度額66万円	=	均等割額 (被保険者一人当たり) 4万6,000円	+	所得割額 「賦課の基となる金額」 × 8.50%
----------------------------------------------	---	-----------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------

計算するに当たって

▽賦課の基となる金額は「総所得金額等 - 基礎控除額」で計算します。

▽総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。

▽基礎控除額とは、前年の総所得金額等に応じ、右表のとおりとなります。

前年の総所得金額等が次の場合	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超から2,450万円以下	29万円
2,450万円超から2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

保険料の賦課限度額および軽減について

被保険者の方々の負担の公平を図り、能力に応じた負担を求める観点から、下記のとおり保険料の賦課限度額が改正されました。

【保険料の賦課限度額の改正】

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、**保険料の賦課限度額が64万円から66万円に変更となりました。**

【所得が低い方に対する保険料均等割額の軽減措置】

世帯の所得水準に合わせて、下表のとおり均等割額が軽減されます。

均等割額の軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万3,800円
5割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,000円
2割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万6,800円

※▽収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。▽給与所得者等の数とは、給与所得を有する者および公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

会社などの健康保険の被扶養者であった方の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、特例的な軽減措置により、**均等割額が5割軽減(加入後2年間に限る)され、所得割額の負担はありません。**※世帯の所得が低い方は、均等割額の軽減(7割軽減)が優先されます。